

【EU】 COP21 合意と EU の温室効果ガス削減目標

海外立法情報課 田村 祐子

* 第 21 回国連気候変動枠組条約国会議（COP21）において、新たな国際的枠組みであるパリ協定が採択された。温室効果ガス削減目標を中心に、EU の動向をまとめる。

1 背景

2015 年 11 月 30 日から 12 月 12 日まで、フランスのパリで開催された第 21 回国連気候変動枠組条約国会議（以下「COP21」）において、2020 年以降の温室効果ガス排出削減のための新たな国際的枠組みであるパリ協定が採択された。平均気温上昇を産業革命前から 2°C 未満に抑える目標に加え 1.5°C 未満の努力目標を明記したパリ協定は、一部の先進国のみが参加していた京都議定書（1997 年）とは異なり、途上国を含む全ての国に「共通だが差異ある責任」を負わせた点で歴史的な合意となった。

COP21 に先立ち、各国は自主的に策定した 2025 年又は 2030 年までの約束草案（Intended Nationally Determined Contributions: INDC）を国連へ提出することになっており、EU は、2015 年 3 月 6 日、温室効果ガスを 2030 年までに 1990 年比で少なくとも 40%削減する約束草案を提出していた。以下、温室効果ガス削減目標を中心に、COP21 前後の EU の動向をまとめる。

2 COP21 開催前後の EU の動向

(1) COP21 開催前

EU は、国際社会において気候変動政策を先導する立場を維持してきた。EU の気候変動・エネルギー政策は、基本条約である欧州連合運営条約第 191 条から第 194 条の規定のもとで「枠組み」が定められ、この「枠組み」に基づいて、具体的な立法措置・政策措置が講じられる。約束草案は、2014 年 10 月 23 日に採択された「2030 年に向けた気候変動・エネルギー政策枠組み（以下「2030 年枠組み」）」を基としている。その後、COP21 において法的拘束力を持つ「議定書」の形での合意を目指すとの EU の立場も踏まえ、2015 年 3 月 6 日、他国に先駆けて約束草案が提出された。約束草案提出までの主な流れは、表のとおりである。約束草案の 40%という目標数値は、2050 年の目標数値（表①参照）である 1990 年比で 80～95%削減の達成を見据えたものだが、エネルギー供給の 90%を石炭に依存するポーランドなど東欧諸国からの強い反発をはじめ、他国が追随しない高い目標数値の達成可能性を疑問視する声がある一方で、環境団体からは気温上昇を抑えるためには低すぎる数値目標だとして批判もあった。EU の欧州環境機関が 2015 年 10 月に公表した報告書「2015 年の欧州の傾向と予測」によると、温室効果ガス排出量は 2014 年に 1990 年比で 23%の減少を記録し、2020 年までの削減目標数値である 20%（注 1）を達成した。しかし、2020 年以後も削減は継続されるものの、ペースは鈍化し、2030 年までに 1990 年比で 27～30%となると予測されており、40%の削減目標を達成するためには、新しい政策の導入が必要で

あると報告されている。

表 約束草案提出までの主な流れ

	年月日	政策（案）、動向	主な内容
①	2011年3月8日	低炭素経済ロードマップ 2050 (COM(2011)112 final)	2050年までに1990年比80-95%の温室効果ガス排出量削減目標
②	2013年3月27日	「2030年枠組み」に関する緑書 (COM(2013)169 final)	欧州委員会の見解（2030年のEU域内における温室効果ガス排出量を1990年比で40%削減）及びそれに対する意見募集
③	2014年1月22日	「2030年枠組み案」提出 (COM(2014)15 final)	①②を踏まえ、2030年のEU域内における温室効果ガス排出量を1990年比で40%削減
④	2014年10月23日	「2030年枠組み案」採択（注2）	2030年のEU域内における温室効果ガス排出量を1990年比で40%削減（③にはない「少なくとも（at least）」の文言を追加）
⑤	2015年1月29日	2015年気候変動外交アクションプラン（注3）	COP21に向けて欧州委員会と加盟国がとるべき外交戦略の方針
⑥	2015年2月25日	パリ議定書—2020年以降の気候変動対策に向けたビジョン— (COM(2015)81 final)	COP21において法的拘束力のあるパリ議定書の採択に向けたEUのビジョン
⑦	2015年3月6日	約束草案	④~⑥を踏まえ、2030年のEU域内における温室効果ガス排出量を1990年比で少なくとも40%削減

（出典）欧州委員会の報道資料等を基に筆者作成

（2）COP21 開催後

COP21は、EUが目指していた法的拘束力のある「議定書」の形にはならなかったものの、全ての国が参加する合意に至った。欧州委員会は、閉会日の12月12日、「京都議定書の限定的参加、及び2009年コペンハーゲンでのCOP15交渉決裂を受けて、EUは、高邁な目標に賛同する先進国と途上国で構成される広範な連合を構築してきており、それがCOP21での成功を決定づけた」との報道資料を発表し、EUがパリ協定の採択に重要な役割を果たしたことを強調した。今後、COP21の参加国は自主目標を5年ごとに見直し、前目標より野心的な新目標を提出することが求められる。既に十分野心的な目標を掲げるEUが、どのように目標数値を設定し、達成に向けた政策をとっていくのか、今後の動きが注目される。

注（インターネット情報は2016年1月21日現在である。）

- (1) 再生可能エネルギー目標20%、エネルギー効率目標20%と合わせ、「トリプル20目標」と通称される。なお「2030年枠組み」では、上記2つについてはそれぞれ27%に目標値が設定された。
- (2) European Council, “Conclusions on 2030 Climate and Energy Policy Framework,” 2014.10.24. <http://www.consilium.europa.eu/uedocs/cms_data/docs/pressdata/en/ec/145356.pdf>
- (3) European Commission, “Action Plan for Climate Diplomacy, from Lima to Paris: Climate Diplomacy in 2015,” 2015.1.29. <https://drive.google.com/file/d/1dSm8fhLv79LAuiO1tB-gWdmUgOHn-y6lC_94vs5I31ekWEyF0tcBJehA-EkXtEsFL9B6V3ToOjN_ZD52/view>